

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和4年4月8日及び4月27日付けで行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、諮問第349号については、令和4年3月11日付けで、諮問第363号については、令和4年4月13日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し、実施機関は、本件開示請求のうち、諮問第349号に係る本件開示請求については、審査請求人が本件開示請求書に記載した内容では、公文書の特定ができず、不十分であるとして、令和4年3月17日付けで、条例第8条第2項の規定に基づき、公文書開示請求書の補正依頼（以下「本件補正依頼」という。）を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和4年4月4日付けで、本件補正依頼について、補正（以下「本件補正」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件開示請求書及び本件補正書から、本件開示請求する公文書の名称又は内容を別表のとおり確認し、本件開示請求に係る作成者を指定した供述調書、若しくは、特定の告知書番号に係る交通反則切符に添付された供述調書（甲）（以下「本件対象文書」という。）を特定し、諮問第349号については令和4年4月8日付け、諮問第363号については令和4年4月27日付けで、本件開示請求された公文書については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」

という。) 第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当することから、条例第39条に基づき、条例の規定は適用されないとして、公文書不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。

- (5) 審査請求人は、埼玉県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対し、諮問第349号については令和4年4月13日付け、諮問第363号については令和4年6月1日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。
- (6) 当審査会は、本件審査請求について、令和5年7月6日に諮問庁から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (7) 当審査会は、本件審査請求に係る諮問第349号及び第363号について、審査請求人が同一であること、審査請求の内容及び本件処分が同様であると認められることから、これらを併合することとし、令和6年1月15日付けで、審査請求人及び諮問庁に通知した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求の趣旨
本件処分の取消しを求める。
- (2) 審査請求の理由
開示請求に対する決定に不服があり、審査請求する。
- (3) 反論書の趣旨
本件処分に対して審査請求する。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 諮問第349号について

ア 開示しない理由

本件開示請求により審査請求人が開示を求める公文書は、作成者を指定した供述調書であるが、供述調書は、刑訴法第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当することから、条例第39条に基づき、条例の規定は適用されない。

イ 供述調書が「訴訟に関する書類」に該当することについて

犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「犯罪捜査規範」という。）において、第55条第1項に「捜査を行うに当つては、司法警察員捜査書類基本書式例による調書その他必要な書類を明確に作成しなければならない。」と定められており、司法警察員捜査書類基本書式例（平成12年最高検企第54号）の様式第8号に「供述調書（甲）」、様式第9号に「供述調書（乙）」が定められている。

したがって、警察官が行う犯罪の捜査に関し必要な事項を定められた犯罪捜査規範により作成すべき調書の一つであり、刑訴法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当することから、条例第39条に基づき、条例の適用が除外される。

(2) 諮問第363号について

ア 開示しない理由

本件開示請求により審査請求人が開示を求める公文書は、特定の告知書番号に係る交通反則切符に添付された供述調書（甲。以下「本件供述調書」という。）であるが、本件供述調書は、刑訴法第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当することから、条例第39条に基づき、条例の規定は適用されない。

イ 本件供述調書が「訴訟に関する書類」に該当することについて

交通反則通告制度は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）違反事件の簡易迅速な処理を図るため、道交法に違反する行為について、刑事手続による処理を原則としつつ、その特例として、一定の範囲において、刑事手続に先行して警視総監又は道府県警察本部長が一定額の反則金の納付を

通告し（道交法第127条）、違反者がこれに応じて任意に反則金を納付した場合には、当該違反行為について公訴を提起しないこととし（道交法第128条）、また、通告に先立って行われる告知を受けた者が反則金に相当する金額を仮納付した場合には、反則金を納付したのと同様の効果を生ずることとしている（道交法第129条）。

反則行為とは、道交法第8章の罪に当たる行為のうち一定のものを指すから、その行為が犯罪であることは明白であり、反則行為があると認めて、その証拠を収集保全する行為は、司法警察職員としての刑訴法による捜査行為である。

交通反則切符は、前記交通反則通告制度において使用される様式であり、道交法第9章に定める反則行為に関する処理手続の特例書式として道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第40条及び第41条で規定されており、交通反則事件の告知及び通告に用いられている。

したがって、交通反則切符は、刑事事件である道交法違反事件を処理するため作成されるものであり、また、供述調書（甲）は、添付される交通反則切符の交付に係る反則行為について、反則者が反則行為の事実を争う場合等において、刑事事件である道交法違反事件における刑事裁判に備え事実の証明に必要な書類として作成するものであるから、本件供述調書が被疑事件に関して作成される捜査書類であることは明らかであり、刑訴法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当することから、条例第39条に基づき、条例の適用が除外される。

5 審査会の判断

(1) 本件処分について

本件処分は、本件対象文書が刑訴法第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当することから、条例第39条に基づき、条例の規定は適用されないことを理由として行った公文書不開示決定である。

これに対し、審査請求人は、開示請求に対する決定に不服がある旨、主張し、本

件処分の取消しを求めている。

そこで、以下、実施機関が行った本件処分の違法性及び不当性について検討する。

(2) 訴訟に関する書類について

実施機関は、本件開示請求に係る対象文書を、諮問第349号では作成者を指定した供述調書とし、諮問第363号では本件供述調書であるとしたうえで、供述調書は刑訴法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当する旨、主張して本件処分を行った。

この訴訟に関する書類について、刑訴法第53条の2は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の規定を適用しない旨、定めている。同条の訴訟に関する書類とは、被疑事件・被告事件に関して作成され又は取得された書類であると解されるが、同条がこれを情報公開法の規定の適用から除外した趣旨は、訴訟に関する書類及び押収物については、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであり、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑訴法及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③典型的に秘匿性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが多いものであることによるものである。

そのため、これらの書類の取扱いは刑事訴訟手続に委ねることとしたものと解される。

(3) 条例第39条について

条例第39条は、「この条例の規定は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第五十三条の二に規定する訴訟に関する書類及び押収物については、適用しない。」と規定している。同条は、刑訴法第53条の2の規定を受け、関係法令との整合性を図る必要があることから、設けられた規定であり、訴訟に関する書類及

び押収物については、条例に基づく公文書の開示請求とは別の制度に委ねることが適当であることから、条例の適用除外としたものである。

(4) 本件処分の違法性及び不当性について

刑訴法第198条第1項は、「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。」と規定し、同条第3項において、「被疑者の供述は、これを調書に録取することができる。」と規定している。

よって、供述調書は、刑事司法手続の一環である捜査過程において作成される書類であり、刑訴法第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当し、条例第39条の規定に基づき条例の適用が除外される。

以上から、本件処分に違法性は認められず、また不当性も認められない。

(5) 結論

以上から、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

当審査会において、本件審査請求書を見分したところ、「審査請求の趣旨及び理由」の記載が不十分であることが認められた。

諮問庁は口頭による審査請求書の内容確認を行っているが、今後同様の事例が生じた場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「行服法」という。）第23条に基づく審査請求書の補正を審査請求人に命じ、提出された書面により審査請求人の意思確認を行うという、行服法の規定に則った対応が望まれる。

（答申に関与した委員の氏名）

土田 伸也、石田 若菜、石塚 洋一

審議の経過

年 月 日	内 容
令和5年 7月 6日	諮問(諮問第349号及び第363号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和5年 8月 1日	審議 (第三部会第176回審査会)
令和5年10月10日	審議 (第三部会第177回審査会)
令和5年11月 7日	審議 (第三部会第178回審査会)
令和5年12月20日	審議 (第三部会第179回審査会)
令和6年 1月30日	答申

別表

諮問番号	開示請求する公文書の名称又は内容
349	〇〇〇と〇〇〇検事が作成した供述調書の原本。そのうちの署名押印・署名押捺部分を含む。
363	<p>平成24年12月23日午前11時30分から平成24年12月23日午後1時05分間に〇〇〇についてた供述調書甲の原本。</p> <p>2枚目の〇〇〇に署名押印をさせるかわりに供述調書甲に署名押印をさせたもの。</p> <p>印影は今〇〇〇の実印と同じもの。</p> <p>その原本、監察室の〇〇〇は、今も〇〇〇につけてると言った。</p>